

- この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則（平成九年一〇月一日政令第三〇八号）
 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一〇年三月三十一日政令第一二二号）
 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一〇年九月三〇日政令第三一三三号）
 この政令は、平成十年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一一年三月三十一日政令第八一号）
 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一一年三月三十一日政令第二二八号）
 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一二年六月七日政令第三〇七号）
 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一二年七月二日政令第三七六号）
 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一二年九月二九日政令第四三九号）
 この政令は、平成十二年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一三年三月三十一日政令第一五三三号）
 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一三年九月二七日政令第三一四号）
 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一三年二月五日政令第三八六号）
 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成一四年三月三十一日政令第一〇九号）
 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一四年九月二六日政令第三〇一号）
 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一五年三月三十一日政令第一四三三号）
 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一五年九月二五日政令第四二七号）
 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一六年三月三十一日政令第一〇七号）
 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一六年九月二九日政令第二一九号）
 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

- 附 則**（平成一七年三月三十一日政令第一〇五号）
 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一七年九月三〇日政令第三〇八号）
 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一八年三月三十一日政令第一五〇号）
 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一八年九月二二日政令第三〇四号）
 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年一月一日政令第三四六号）
 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年三月三十一日政令第一二〇号）
 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年九月二五日政令第三〇五号）
 この政令は、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二〇年三月三十一日政令第一二三三号）
 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第三条中関税暫定措置法施行令第十一条及び第十二条の改正規定並びに第八条の規定（税率法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）附則第一条第三号に定める日）
- 附 則**（平成二〇年九月一九日政令第二九四号）
 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二二年三月三十一日政令第一一〇号）
 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二二年九月二四日政令第二〇〇号）
 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二三年三月三十一日政令第八八号）
 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二三年九月三〇日政令第三〇三三号）
 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二三年十一月二八日政令第三六五号）
 この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成二四年三月三十一日政令第一一一号）
 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則（平成二十四年九月二四日政令第二四六号）
 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。
附 則（平成二十五年三月三〇日政令第一一七号）
 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
附 則（平成二十五年九月二六日政令第二八六号）
 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。
附 則（平成二十六年三月三一日政令第一五二号）
 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則（平成二十六年九月三〇日政令第三一八号）
 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。
附 則（平成二十七年三月三一日政令第一六五号）
 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則（平成二十七年九月二八日政令第三三九号）
 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則（平成二十八年三月三一日政令第一六八号）抄
 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 第一条中関税法施行令第九条（見出しを含む。）の改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第四項から第六項までを加える部分に限る。）、同令第九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第九条の三の改正規定（同条第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定及び同令第九条の五の改正規定並びに第二条、第八条、第九条及び第十條の規定 平成二十九年一月一日
附 則（平成二十八年九月二八日政令第三三三号）
 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。
附 則（平成二十九年三月三一日政令第一二七号）抄
 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則（平成二十九年九月二七日政令第二五〇号）
 この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。
附 則（平成三〇年三月三一日政令第一五二号）
 この政令は、平成三〇年四月一日から施行する。
附 則（平成三〇年九月二二日政令第二六三号）
 この政令は、平成三〇年十月一日から施行する。
附 則（平成三一年三月三〇日政令第一三三三号）抄
 この政令は、平成三一年四月一日から施行する。
附 則（令和元年九月二六日政令第一一〇号）
 この政令は、令和元年十月一日から施行する。
附 則（令和二年三月三一日政令第一二八号）抄
 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則（令和二年九月一六日政令第二八〇号）
 この政令は、令和二年十月一日から施行する。
附 則（令和三年三月三一日政令第一三一三号）
 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の十二の改正規定、同令第四条の十六第一項の改正規定、同令第四条の十七第二項の改正規定、同令第九条の二の改正規定、同令第九条の四の改正規定、同令第九条の五の改正規定、同令第五十九条の

品名	期間	数量
〇四〇一・一〇〇 〇四〇一・二〇〇 〇四〇一・四〇〇 〇四〇一・五〇〇 〇四〇三・二〇〇 〇四〇三・九〇〇 〇四〇四・九〇〇 一八〇六・二〇〇 一八〇六・九〇〇 一九〇一・一〇〇 一九〇一・二〇〇 一九〇一・九〇〇 二一〇一・一〇〇 二一〇一・二〇〇 二一〇六・一〇〇 二一〇六・九〇〇	令和六年四月一日から施行する。 （施行期日） 1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。 別表（第一条、第二条関係） 暫定法別表第一の番号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和五年四月一日から施行する。 （施行期日） 1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。 別表（第一条、第二条関係） 暫定法別表第一の番号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和四年四月一日から施行する。 （施行期日） 1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。 別表（第一条、第二条関係） 暫定法別表第一の番号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和三年十月一日から施行する。 （施行期日） 1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。 別表（第一条、第二条関係） 暫定法別表第一の番号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和三年三月三一日政令第一三一三号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和二年十月一日から施行する。 （施行期日） 1 この政令は、令和二年十月一日から施行する。 別表（第一条、第二条関係） 暫定法別表第一の番号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和二年九月一六日政令第二八〇号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和二年三月三一日政令第一二八号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和元年十月一日から施行する。 （施行期日） 1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。 別表（第一条、第二条関係） 暫定法別表第一の番号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和元年九月二六日政令第一一〇号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和元年三月三一日政令第一三一三号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和三年三月三一日政令第一三一三号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・一〇〇 〇四〇二・二〇〇 〇四〇二・二九〇	令和三年三月三一日政令第一三一三号	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）

〇四〇四・一〇	無機質を濃縮したホエイ	令和六年四月一四、〇〇〇 一日から令和 七年三月三一 日まで							
〇四〇四・一〇 〇四〇四・九〇	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの ホエイ及びミルクの天然の組成成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの	令和六年四月四五、〇〇〇 一日から令和 七年三月三一 日まで							
〇四〇五・一〇 〇四〇五・九〇	ミルクから得たバターその他の油脂	令和六年四月五八・一ト ン 一日から令和 七年三月三一 日まで							
〇四〇六・一〇 〇四〇六・四〇 〇四〇六・九〇	チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの	令和六年四月五二、〇〇〇 一日から令和 七年三月三一 日まで							
〇七二三・一〇 〇七二三・三二 〇七二三・三三 〇七二三・三四 〇七二三・三五 〇七二三・三九 〇七二三・五〇 〇七二三・六〇 〇七二三・九〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	令和六年四月一二〇、〇〇〇 一日から令和 七年三月三一 日まで							
一〇〇五・九〇	どうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	令和六年四月四、二二三、 一日から令和五〇〇ト ン 七日三月三一 日まで							
	どうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	令和六年四月三一八、九〇 一日から令和 七年三月三一 日まで							
	どうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	令和六年四月七八、五〇〇 一日から令和 七年三月三一 日まで							
	どうもろこしその他のもの	令和六年四月一四三、五〇 一日から令和 〇ト ン							
一一〇七・一〇 一一〇七・二〇	麦芽（煎つてあるかないかを問わない。）	令和六年四月五〇五、五〇 一日から令和 七年三月三一 日まで							
一一〇八・一二 一一〇八・一三 一一〇八・一四 一一〇八・一九 一一〇八・二〇 一一〇八・二〇 一九〇一・二〇 一九〇一・九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食品（米、小麦、ライ、一日から令和 七年三月三一 日まで 小麥、大麥若しくは裸麥の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	令和六年四月一六八、五〇 ト ン 一日から令和 七年三月三一 日まで							
一一〇二・三〇 一一〇二・四一 一一〇二・四二	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしなないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	令和六年四月七五、〇〇〇 一日から令和 七年三月三一 日まで							
一一二二・九九	こんにやく芋（アモルフオファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	令和六年四月二六七ト ン 一日から令和 七年三月三一 日まで							
一八〇六・二〇	ココアを含有する調製食品（塊状、板状又は棒状のもの、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形のもの、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレートの製造用のもの	令和六年四月五、七〇〇ト ン 一日から令和 七年三月三一 日まで							
二〇〇二・九〇	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	令和六年四月八、二〇〇ト ン 一日から令和 七年三月三一 日まで							

